

# 長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付要綱

令和4年4月1日

制定

長沼町住宅リフォーム助成金交付要綱（平成23年4月26日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成することにより、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するとともに、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化、移住定住の促進及び良質な住宅ストックの形成を目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 町内に建設されている居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）を有する専用住宅及び併用住宅（住宅部分と非住宅部分が混在している場合は、当該住宅部分とする。）をいう。

(2) 性能向上型住宅リフォーム 次のいずれかに該当する工事をいう。

ア バリアフリーリフォーム工事 高齢者及び障がい者に配慮したリフォーム工事で、別表第1の助成対象基準に該当する工事

イ 耐久性向上リフォーム工事 単に老朽化した設備の修復あるいは更新による現状回復ではなく、住宅の長寿命化に繋がり、かつ、耐久性の機能から現状からの向上に資する改修工事とし、対象工事となる部位別事例及び工事内容を別表第2の工事

ウ 克雪対策リフォーム工事 屋根の落雪防止器具及び無落雪化工事など、雪害を予防し雪に強い住宅に改修するリフォーム工事で、別表第3に該当する工事

エ 新しい生活様式リフォーム工事 新型コロナウイルス感染症対応に資するリフォーム工事で、別表第4に該当する工事

(3) 維持修繕型住宅リフォーム 次の掲げる工事（性能向上型住宅リフォームの該当

工事を除く。)をいう。

ア 増築工事 既存の住宅に新たに住宅部分を建築し、又は既存の住宅以外の部分を住宅部分に変更させることにより、住宅部分の床面積を増加させる工事

イ 改築工事 既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した場所に住宅部分を改めて建築する工事

ウ 修繕工事 住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事で、次に掲げる工事

(ア) 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事

(イ) 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事

(ウ) 塗装工事

(エ) 住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事

(オ) 給排水、衛生、換気、暖房、避難、防火、電気等の設備工事

(カ) 外壁、屋根等の防火性能を高める工事

(キ) 間取りの変更等模様替えを行う工事

(ク) 開口部等を設ける工事

(ケ) 台所、浴室又は便所を改良する工事

(コ) 建具の取替え等の工事

(サ) 壁紙の貼り替え工事

(シ) 断熱、気密改修工事又は遮音工事

(ス) その他町長が必要と認める工事

(4) 町内建設業者 長沼町内に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者及び同法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいう。

(5) 入居者等 住宅に居住する全ての者と居住する予定のある全ての者をいう。

(6) 子育て世帯 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を扶養する入居者等をいう。

(7) 転入世帯 転入日前1年以上他の市町村の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）され

ており、平成30年3月1日以降に転入し、次のいずれかに該当する入居者等をいう。

ア 本町以外の市町村に居住している入居者等で、町内の住宅を取得後6月以内に第8条の規定による申請（以下「申請」という。）をし、住宅リフォーム完成後速やかに住民登録する者

イ 申請日において町内に住民登録されており、かつ、転入から1年経過していない入居者等で、転入後1年以内に住宅の所有権を取得する契約を締結した者

（助成の条件）

第3条 町長は、性能向上型住宅リフォーム及び性能維持修繕型住宅リフォーム（以下「住宅リフォーム」という。）に要する費用の一部を助成するため、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 前項の規定による助成金の交付は、同一住宅及び同一人につき、累積した既交付額が限度額に達するまで、複数回行うことができる。ただし、当該年度における申請は1回限りとする。

3 転売目的のリフォーム工事は、この要綱による助成の対象としない。

4 申請者自らがリフォーム工事を施工する場合、この要綱による助成の対象としない。

5 助成金交付決定前に工事請負契約及び工事着手をしていないこと。

（助成対象住宅）

第4条 助成の対象となる住宅は、次の各号の全てを満たす住宅とする。

(1) 町内にあること。

(2) 住宅リフォームの着工時において、新築後又は長沼町空家活用支援助成金交付要綱（令和元年8月1日制定。以下「空家要綱」という。）に基づく助成金の交付の対象となる事業完了後5年を経過していること。

(3) 空家要綱に基づく助成金の交付の対象となる空家でないこと。

（助成金の交付対象となる工事等）

第5条 助成の対象となる工事は、次の各号の全てを満たす工事とする。

(1) 町内建設業者がリフォーム工事を行うこと。

(2) 住宅リフォームに要する費用が30万円以上であること。ただし、次に掲げる費

用を除く。

ア 住宅と当該住宅以外の部分を併せたりリフォームの場合は、当該住宅以外の部分の工事に要した費用の額

イ 長沼町優しさの住まいづくり奨励金交付要綱に基づく奨励金の交付を受けた場合は、その改造等に要した費用

ウ 長沼町水洗便所改造等補助金交付規則（平成元年規則第15号）に基づく補助金の交付を受けた場合は、その改造等に要した費用

エ 長沼町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた場合は、その工事に要した費用

オ 空家要綱に基づく助成金を受けた場合は、その修繕又は改修に要した費用

カ 国、北海道、長沼町その他公共的団体から助成金、交付金等の交付を受けて改修工事をする場合は、その改修工事に要した費用

キ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく住宅改修費の支給を受ける場合は、その住宅改修費等に係る工事に要した費用

ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく日常生活用具給付等事業（住宅改修）による給付を受ける場合は、その住宅改修工事に要した費用

ケ 太陽光発電設備の設置に要した費用

コ 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品（後付照明器具、備置きコンロ、ストーブ（FF式ストーブを含む。）、家具等）及びカーテン、ブラインド、置き敷きのじゅうたん等の購入又は設置に要した費用

サ 外構に係る融雪設備、散策路、庭、花壇等の施工に要した費用

(3) 長沼町美しい景観づくり条例（平成20年条例第4号）の規定に適合するものであること。

(4) 第9条に規定する助成金交付決定後に契約及び着工し、原則として申請年度の2月末日までに完了する工事

(助成金の額)

第6条 助成金の限度額及び助成率は、次のとおりとする。

(1) 助成金の限度額は、次のとおりとする。

ア 一般世帯 30万円

イ 子育て世帯又は転入世帯 40万円

ウ 子育て世帯かつ転入世帯の助成金の額 50万円

エ 相続により所有者が変わった住宅の限度額は、継承するものとする。

オ 売買により所有者が変わった住宅の限度額は、継承しないものとする。

(2) 助成金の助成率は、次のとおりとする。

ア 性能向上型住宅リフォームは、15パーセント（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

イ 維持修繕型住宅リフォームは、10パーセント（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

ウ 子育て世帯及び転入世帯の助成率は、5パーセント加算する。

（助成対象者）

第7条 助成の対象となる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 入居者等が、申請日において長沼町に住民登録されている者又は実績報告書提出日までに長沼町に住民登録をする者

(2) 住宅リフォームを行う住宅の所有者（共同で所有している場合は、いずれかの1人に限る。）であり、かつ、その住宅に現に居住し又はその予定のある者

(3) 住宅リフォームを行う住宅の所有者及び入居者等が、町及び現住所地の市町村に納入すべき市町村税等を滞納していないこと。

(4) 入居者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(5) 入居者等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、住宅所有者が遠隔地に単身赴任していることを証明でき、かつ、1親等以内の親族が助成対象住宅に現に居住している場合はその限りでない。

（助成金の交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、住宅リフォームに着手する21日前まで

に長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 実施（変更）計画書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (3) 工事見積書の内訳証明書（別記様式第4号）
- (4) 入居者等の住民票謄本
- (5) 入居者等の市町村税等に係る納税証明書。ただし、住民税賦課期日後に転入した者又は転入前の者は、転入前の市町村の市町村税等に係る納税証明書
- (6) 住宅の所有者が明らかになる書類の写し（登記事項証明書、登記識別情報（登記済証）又は住宅の売買契約に係る契約書。単独所有の場合は固定資産税通知書又は固定資産税課税台帳閲覧表でも可）
- (7) 住宅の建設年月が明らかになる書類の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し、固定資産課税台帳閲覧表又はこれらに代わる書類）
- (8) 住宅リフォームの内容及び工事に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類（住宅リフォームと他の工事を分離したもの）
- (9) 着工前の状況を撮影した写真
- (10) 住宅リフォーム助成の対象となる住宅の位置図、各階平面図、立面図及びその他必要な図面
- (11) その他申請内容の確認に必要な書類  
（助成金の交付決定通知）

第9条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、必要な時は現地を確認の上、助成の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項により助成金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（助成事業の変更等）

第10条 前条の規定により助成金の交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」とい

う。)は、助成金の交付の決定を受けた住宅リフォーム(以下「助成事業」という。)を変更又は中止若しくは廃止(以下「変更等」という。)しようとするときは、理由を付して町長の承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、助成事業の変更をしようとするときは、長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付事業変更承認申請書(別記様式第6号)に変更内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付事業中止・廃止承認申請書(別記様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(助成事業の変更等承認)

第11条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項による助成事業の変更を承認し、又は不承認とするときは、当該申請を行った者に対し、長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付事業変更承認(不承認)通知書(別記様式第8号)又は長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付事業中止・廃止承認通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、助成事業が完了したときは、速やかに、長沼町住宅リフォーム総合支援助成金実績報告書(別記様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に報告しなければならない。

- (1) 写真(助成事業の工事中及び工事後のそれぞれの状況を撮影したもの)
- (2) 住宅リフォームに係る代金の領収書等の写し
- (3) 工事請負契約書又は請書の写し
- (4) 工事の仕様・性能証明に係る出荷証明書、性能証明書等
- (5) 申請時において助成対象住宅に住所を有していなかった交付決定者にあつては、入居者等の住民票
- (6) その他町長が必要と認める工事内容確認に必要な書類

2 前項の報告書の提出は、原則として、交付決定日の属する年度の1月末日(休日に

当たるときは、その翌日) までに行わなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 町長は、前条の報告書の提出を受けたときは、当該報告内容を審査の上、その適否を判断し、助成金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、交付決定者に対し、長沼町住宅リフォーム総合支援助成金確定通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

2 町長は、審査結果を長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付事業検査調書(別記様式第12号)に記録するものとする。

(助成金の交付)

第14条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定した後に、交付決定者の請求により交付するものとする。

2 交付決定者は、助成金の請求をしようとするときは、長沼町住宅リフォーム助成金請求書(別記様式第13号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の取消し等)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

(1) 助成金交付の決定の内容に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。

(3) 第17条の調査の協力が得られないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 町長は助成金の交付の決定を取り消したときは、長沼町住宅リフォーム総合支援助成金交付決定取消通知書(別記様式第14号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

2 町長は、助成金の返還を命ずるときは、長沼町住宅リフォーム総合支援助成金返還命令通知書(別記様式第15号)により通知するものとする。



3 前項の規定により、助成金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に助成金を返還しなければならない。

(調査等の実施)

第17条 町長は、この要綱による助成金の執行の適正を期するため、申請者の状況を調査(実地検査を含む。)し、又は申請者に報告を求めることができる。

2 申請者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

部位	工事種別	助成対象基準
手摺り	玄関、便所、階段等に手摺を設置する工事	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事(既存手摺の交換は対象外)
段差解消	玄関、便所、脱衣室その他の居室を結ぶ経路の床の段差を解消する工事	各入口の段差が、見切り等を含めて段差が5mm以下になるもの
引戸への取替え等	出入口の戸を開き戸から引き戸に取替えする工事	開き戸から引き戸へ取替え工事及び開き戸のドアノブをレバーハンドルに取替えする工事
床面の滑り止め	便所、浴室、脱衣室の床材料の取替えする工事	床の材料の取替えに伴って行う下地の補強や根太の補強工事(滑り止め溶剤の塗布

		やテープシールの貼付けによる表面処理は対象外)
便所の改良	介護を容易に行うための工事	工事後、長辺の内法寸法が1,300mm以上又は、便器側方に500mm以上のスペース
	和式便器から洋式便器への取替えする工事	和式便器から洋式便器の取替え(本工事に伴って行う床材の変更等の工事を含む)
	洋式便器の座高を高くする工事	便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事
浴室の改良	入浴・介助を容易に行うための床面積の増加する工事	壁、柱、ドア、床材等の撤去取替え一体工事として給排水設備の改修浴室面積増のための位置の変更
	浴槽をまたぎ高さの低いものに取替えする工事	浴槽をまたぎ高さの低いものに取替えする工事及びそれに伴って行う給排水設備の改修
階段の勾配及び屋外スロープ	階段の設置又は改良によりその勾配を緩和する工事及び玄関に移動するためのスロープを設ける工事	既存階段の勾配が緩和されることが確認できる工事及びそれに伴って電気スイッチ、コンセントの移設工事も含む。スロープの勾配は1/15以下
玄関・廊下等の拡幅	介助用の車椅子で容易に移動するための通路及び出入	壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事で、工事後

	口の幅を拡幅する工事	の通路幅は750mm以上であること。浴室にあっては、650mm以上、玄関ドアは850mm以上。ただし、車椅子での通過に支障ないと判断される場合は800mm程度とすることができる
洗面台・台所	車椅子使用者が座って使えるものに取替える工事	洗面台及び台所の下部が開放されており、車椅子使用者が座って作業ができる。

別表第2（第2条関係）

部位	工事種別	助成対象基準
躯体	躯体の耐久性を向上させる工事	木造の構造部材を不朽性の低い材や断面の大きい材への取替え工事
	躯体の中性化を防止する工事	中性化防止剤の塗布する工事
屋根及び屋上	屋根の耐久性を向上させる工事	耐久性の高い材による屋根の張替工事、防水及び耐候性の高い塗装材の塗布する工事
	屋上等の防水性を向上させる工事	耐久性の高い防水工法による改修工事、防水性の高い塗装材の塗布する工事
外壁	外壁の防水性を向上させる工事	乾式工法等による外壁の改修工事、防水性の高い塗装材の塗布する工事

	外壁の耐久性を向上させる工事	乾式工法等による外壁の改修工事、耐久性の高い塗装材の塗布する工事
設備配管類	管の耐食性を向上させる工事	耐食性の高い管への取替え工事、耐食性の高い材による塗膜改修する工事
	管の耐久性を向上させる工事	耐久性の高い管への取替え工事、耐久性の高い材による塗膜改修する工事。
シーリング	シーリング材の耐久性を向上させる工事	耐久性の高いシーリング材による打ち替え工事
浴室	浴室の防水性を向上させる工事	防水性の高い材による改修、ユニットバスへの改修工事（ユニットバス更新工事のみは対象外）
床下地材	床下地材の耐久性を向上させる工事	1階床仕上げ材を含め、耐久性の高い材による改修工事

別表第3（第2条関係）

部位	工事種別	助成対象基準
屋根	屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事	無落雪の屋根材に葺き替える工事雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事
		雪止めを設置又は取り替える工事
		固定式ハシゴを設置又は取り替える工事

		屋根に雪庇防止金物を設置する工事
		ルーフヒーター、ドレンヒーターの新設する工事
	屋根を無落雪屋根に改修する工事	無落雪の屋根材に葺き替える工事
		屋根の勾配を小さくする工事
	屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事	屋根の勾配を大きくする工事
		雪が滑りやすい屋根材に改良する工事
玄関・ポーチ	雪の吹き込みを防止する工事	ポーチに防雪ネットを設置する工事
		風除室を設置する工事

別表第4（第2条関係）

工事種別	助成対象基準
住宅にウイルスを持ち込まない工事	宅配ボックスを設置する工事
	モニター付きインターホンを設置する工事
	玄関脇手洗い器を設置する工事
	タッチレス水栓器具を設置する工事
	その他住宅内にウイルスを持ち込まない工事
住宅内の感染拡大を防止する工事	居室を換気するための換気設備を設置する工事
	壁及び建具で住宅内の間仕切りをする工

	<p>事</p> <p>感染リスクを少なくするためトイレを1か所以上増設する工事</p> <p>住宅内に手洗い器を追加設置する工事</p> <p>居室等の換気のために新たに開口部や網戸を追加する工事又は既設の開口部に網戸を設置する工事</p> <p>洋式便座を自動開閉式に交換する工事</p> <p>その他住宅内の感染拡大を防止する工事</p>
<p>テレワーク又はリモート授業に対応する工事</p>	<p>テレワーク等を行うための防音に配慮した工事</p> <p>居室等の一部でテレワーク等を行えるワークスペースを設置する工事</p> <p>テレワーク等を行うためのインターネット配線工事</p> <p>その他テレワーク又はリモート授業に対応する工事</p>

